

みやぎ生協 福祉活動助成金 助成活動報告書

団体名	優生手術被害者とともに歩むみやぎの会	
代表者名	クロサカ アイ 黒坂 愛衣	
連絡先 TEL : 090-9724-5030 FAX :	E-mail kawakubotakahiro2@gmail.com	

1、助成事業報告

助成を受けた事業名	各回の裁判傍聴や報告集会のさいの情報保障（手話通訳および要約筆記の手配）、障害者に対するバリアのない優生保護法問題学習会の開催
事業の目的	<p>優生手術の被害者の裁判の訴えに伴走するとともに、優生手術被害の歴史を学び、当事者の声に耳を澄ませる場をつくり、それぞれに生活の場をもつ人々がともに考えることで、障害などを理由にした命の価値の序列化や「産むべき人／産むべきでない人」という社会的圧力による線引きを乗り越え、地域社会での「共生」の実現をめざします。</p> <p>今回の事業を通じて、旧優生保護法の問題に対する市民の理解・認識を高めることに貢献します。また、旧優生保護法の実態、問題点、裁判の現状などの情報に障害者も容易にアクセスできる「情報のバリアフリー」を推進します。</p>
事業の具体的内容	<p>2019年5月28日に判決が出された旧優生保護法訴訟の控訴審や、現在仙台地裁で係争中の第3次・第4次訴訟など、2～3ヵ月に一度開かれる旧優生保護法訴訟期日において、裁判傍聴時や裁判後の報告集会の情報保障など、障害の有無にかかわらず参加が保障されるための環境整備と、必要な合理的配慮の提供を行います。</p> <p>また約4ヵ月に1回の頻度で、講師や被害当事者などのゲストを招き旧優生保護法問題について学び・考える市民向けの公開学習会を開催します。そのさいには、交通のアクセスがよく多目的トイレの整備された会場を確保し、手話通訳・要約筆記などの情報保障の手配やルビ付</p>

	<p>き資料の準備など、障害のある人もない人も参加できる環境の整備と、必要に応じた合理的配慮の提供を行います。(手話通訳や要約筆記などの情報保障は、専門の機関に依頼します。)</p>
<p>活動の開始から完了までの流れ</p>	<p>活動の流れ(簡易版) ※詳細は別紙活動報告書を参照 ◆裁判期日についての情報発信および傍聴活動 期日合計5回 期日に合わせてチラシ、メールニュース、フェイスブック等で傍聴の参加の呼びかけを行った。 しかし、5月19日に予定されていた第2回期日は、新型コロナウイルス感染症の影響により取り消しとなり、9月4日に行われることとなった。6月25日の第3次・第4次提訴 第6回口頭弁論期日も、一般傍聴席は14席と限られたため、呼びかけはいつもより控えざるを得なかった。</p> <p>◆ 法廷後の報告集会の開催 5回 弁護士と共催で、法廷後の報告集会を行った。主に、裁判の内容の報告、原告や家族の発言、全国弁護士やその他関係団体からの報告等。 6月25日の報告集会は、新型コロナウイルス感染症の影響で遠方の方に来てもらうことが難しい状況になったため、会場での開催と同時に、Zoomによるオンライン配信も試みた。</p> <p>◆ 学習会の開催 1回 2019年度は学習会を1回行った。手話通訳・要約筆記あり。熊本地裁で判決が出されたハンセン病家族訴訟を通して、差別や優生思想について考える学習会を他団体と共催して行った。なお、2020年3月22日には2回目の学習会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、広報を始める直前に延期を決定した。当初、夏頃への延期予定だったが、多くの参加を呼びかけるイベントの開催が難しい状況が続いており、次回の時期は未定となっている。</p>
<p>活動の成果と教訓</p>	<p>報告集会には、毎回全国からさまざまな立場の人が傍聴に参加してくれた。とくに、2020年1月20日の第1次・第2次提訴仙台高等裁判所控訴審の第1回期日では、全国から大勢の傍聴人が駆けつけてくれた。 裁判後の報告集会でも報道関係者を含め毎回50～100名近い参加があった。 今期は新型コロナウイルスが全国で感染拡大し他府県への移動が難しくなる中で、裁判や学習会の開催が延期になるなど非常に厳しい状況におかれたが、その中でも報告集会に参加できない遠方の方のためにインターネット</p>

	を利用して報告集会の様子を情報保障付きで配信するなどの工夫を行った。
今後の展望など	裁判傍聴、報告集会、学習会それぞれの参加者も増加し、学生による裁判の署名活動も始まるなど、当会の支援や情報発信による旧優生保護法の被害の実態の認知度は高まってきていると感じる。しかし、2020年度からの新型コロナウイルスの感染拡大によって、活動の形態に工夫を迫られる状況となっているが、今回じっさいに活用した Zoom によるオンライン配信の試みなど、原告の闘いに寄り添い、裁判の行方に注目してもらうことができるような新しい方法を探り、今後も活用していきたい。また、現在は裁判も再開されているため、引き続き裁判傍聴、報告集会、学習会の運営や情報保障、情報発信に力を入れていきたい。

2、助成金使途報告書

■ 収入の部 2019年9月～2020年8月まで

確保した資金内容	金額 (円)	備考
福祉活動助成金	300,000 (円)	
自己資金	132,400 (円)	報告集会・学習会等参加費、書籍売上
その他 (寄付金)	52,198 (円)	
前期繰越金	325,045 (円)	
合計	539,643 (円)	

■ 支出の部 2019年9月～2020年8月まで

費目	内容	予算額 (円)	実支出額
情報保障料 ※助成金から支出	裁判傍聴および報告集会 5回、学習会1回	470,000 (円)	176,092 (円)
会場費 (公開学習会)	学習会は1回開催したが、会場代は別途支出したため	24,000 (円)	0 (円)
講師料		90,000 (円)	0 (円)
講師交通費・宿泊費		166,500 (円)	0 (円)
当事者発言謝礼・交通費	当事者2名への発言謝礼 および当事者交流会費	15,000 (円)	30,000 (円)

資料・チラシ印刷費	裁判傍聴および報告集会5回、学習会1回	70,730 (円)	5,586 (円)
雑費	FAX代	1,000 (円)	100 (円)
裁判支援交通費	当事者の遠方の裁判等への移動費	予算には計上していない。※必要性が生じたため支出	71,950 (円)
合計		837,230 (円)	283,728 (円)

*用紙が足りない場合は他の用紙などで補ってください。

3、送付必要書類

- ① 福祉活動助成金 助成活動報告書
プリントアウトしたものを1部郵送、データもメールでお送りください。
- ② 領収書のコピー (郵送)
- ③ 成果物 (活動の様子がわかる写真、または事業で作成したものを郵送)
*写真は郵送とメールで送ってください。



65歳を境に65歳以上の高齢者が、
認知症を患った割合は、健康な高齢者
に比べて約2倍に達している。これは、
認知症の増加を示している。今年も
このテーマについて話し合おう。

認知症予防
講演会
～高齢者の健康と生活～

旧優生保護法による 強制不妊手術
国は謝罪と補償を!

